改正後

第三条の四　削除

（国土地理院に置く部等）

第四条　国土地理院に、次の六部並びに防災・地理空間情報企画センター、測地観測センター及び地理地殻活動研究センターを置く。

総務部
企画部
測地部
地理空間情報部
基本図情報部
応用地理部

２　防災・地理空間情報企画センターは、東京都に置く。

（総務部の所掌事務）

第五条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

七　渉外に関すること（企画部、防災・地理空間情報企画センター及び地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）。

八～二十一　（略）

（総務課の所掌事務）

第十二条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　渉外に関すること（企画部、防災・地理空間情報企画センター及び地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）。

七～九　（略）

（企画部の所掌事務）

第十八条　企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　国土地理院の所掌事務に関する防災に係る事項の企画及び立案並びに総括に関すること（防災・地理空間情報企画センターの所掌に属するものを除く。）。

三　（略）

四　技術に関する渉外に関すること（防災・地理空間情報企画センター及び地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）。

五～十二　（略）

（削る）

（技術政策企画官）

第十九条　企画部に、技術政策企画官一人を置く。

２　技術政策企画官は、技術に関する重要事項及びこれに関する研究の企画及び立案並びに総括に関する事務を整理する。

改正前

（統括測量・防災官）

第三条の四　（略）

（国土地理院に置く部等）

第四条　国土地理院に、次の六部並びに測地観測センター及び地理地殻活動研究センターを置く。

総務部
企画部
測地部
地理空間情報部
基本図情報部
応用地理部

（新設）

（総務部の所掌事務）

第五条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

七　渉外に関すること（企画部及び地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）。

八～二十一　（略）

（総務課の所掌事務）

第十二条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　渉外に関すること（企画部及び地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）。

七～九　（略）

（企画部の所掌事務）

第十八条　企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　国土地理院の所掌事務に関する防災に係る事項の企画及び立案並びに総括に関すること。

三　（略）

四　技術に関する渉外に関すること（地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）。

五～十二　（略）

十三　（略）

（技術政策企画官）

第十九条　企画部に、技術政策企画官一人を置く。

２　技術政策企画官は、技術に関する重要事項及びこれに関する研究の企画及び立案（地理空間情報政策調整官の所掌に属するものを除く。）並びに総括に関する事務を整理する。